

1. マイナンバー制度

平成28年より開始された、行政手続において個人の特定を
確実かつ迅速に行うための制度

◆制度の目的

- 行政の効率化
- 国民の利便性の向上
- 公平・公正な社会の実現

◆マイナンバーの利用範囲

- 社会保障
- 税
- 災害対策
- その他の行政分野

その他の行政分野については、
令和5年6月9日の法改正により追加となった

1

2. 特定個人情報保護評価（PIA）

マイナンバーの漏洩やその他の事故などが起こるリスク、
その影響を分析し、適切な措置を定めることをいい、
これらの内容を評価書として取りまとめ、広く公表。

評価は継続的に行われる。 ➡ ① 1年ごとに評価書を見直し

② 重要な変更があれば再評価

③ 重要な変更がなくても5年ごとに再評価

◆保護評価の目的

- ① 個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- ② 国民・住民の信頼の確保

◆保護評価の対象

例外を除き、特定個人情報ファイルを取扱う事務について、
事務単位で評価を行う

2

2. 特定個人情報保護評価 (PIA)

◆ 評価書の種類

しきい値判断 (対象人数、取扱者数、重大事故) によって
評価のレベルが異なる。

① 基礎項目評価

② 基礎項目評価 + 重点項目評価

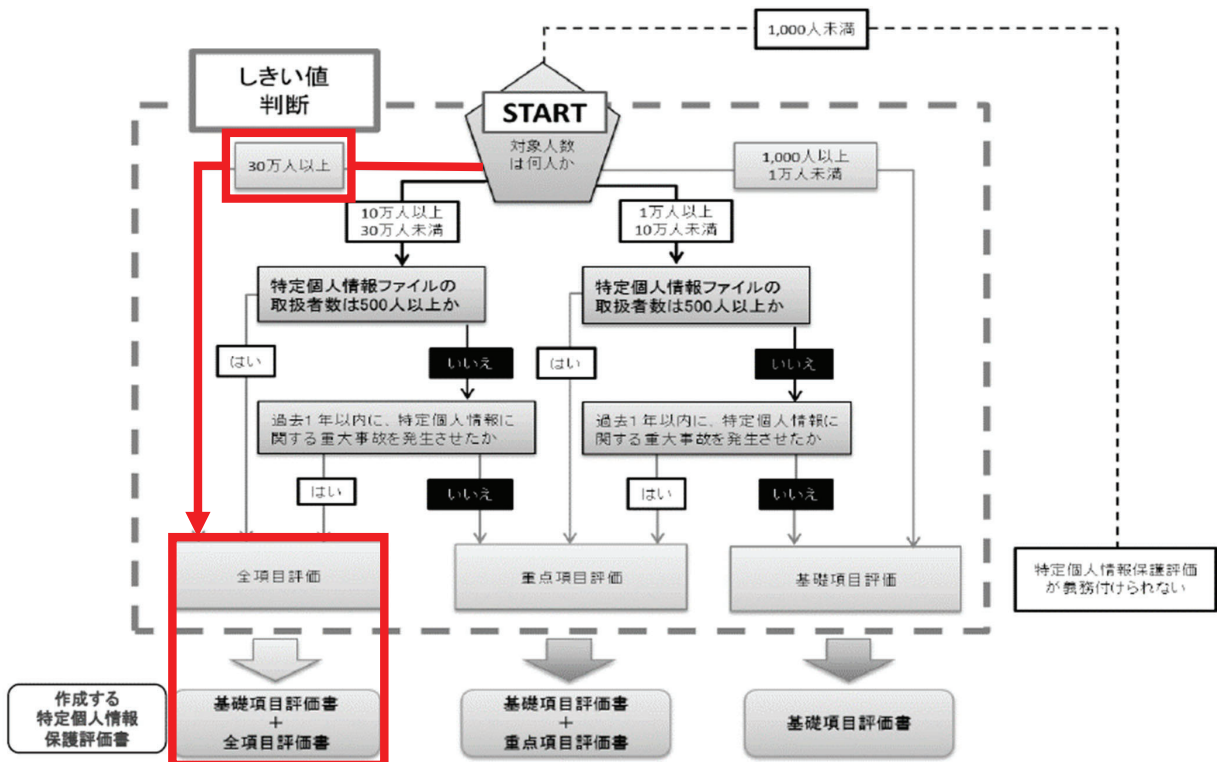
③ 基礎項目評価 + 全項目評価 (対象者 30 万人以上)

より詳細な
評価

↑ 今回の諮問案件はこちらに該当

3

しきい値判断

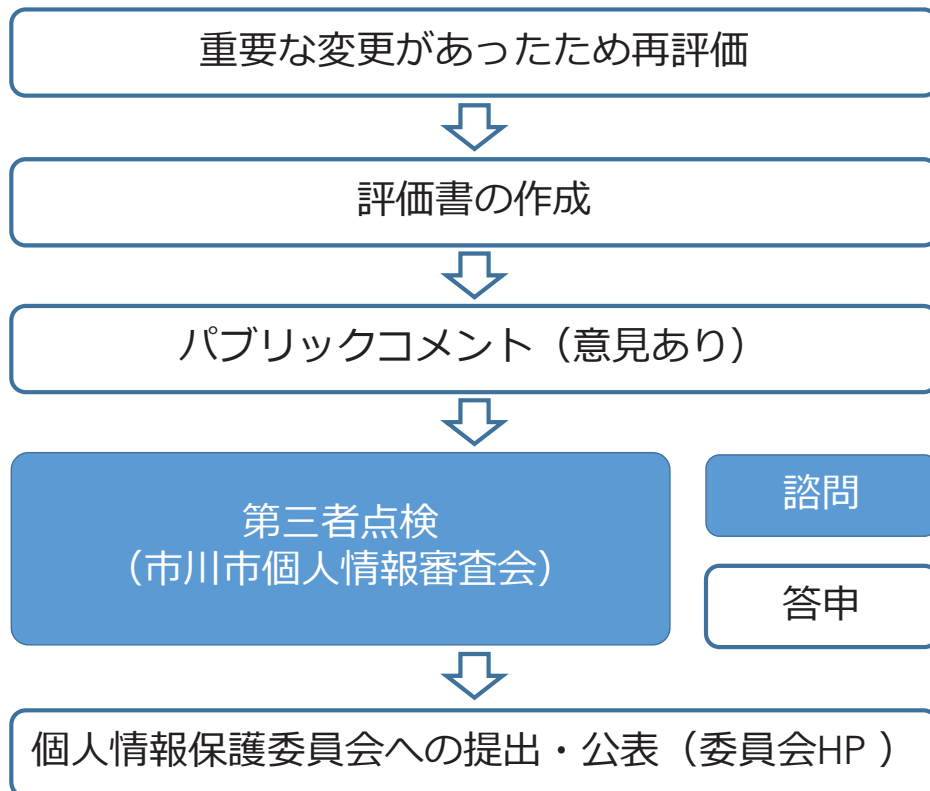


個人情報保護委員会事務局「特定個人情報保護評価の概要」より

4

2. 特定個人情報保護評価（PIA）

◆今回行った全項目評価の実施フロー



5

2. 特定個人情報保護評価（PIA）

◆全項目評価書の主な記載項目

- I 基本情報
事務の内容、使用するシステム、特定個人情報ファイルを取り扱う理由など
- II 特定個人情報ファイルの概要
記録する情報、入手元、使用目的、使用方法、委託状況、保管場所など
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
入手、使用、委託、情報の提供・移転、
情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去などに関するリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

6

3. 審査の観点

◆適合性

- しきい値判断に誤りはないか
- 適切な実施主体が実施しているか
- 公表しない部分は適切な範囲か
- 適切な時期に実施しているか
※重要な変更による再実施の場合、原則、変更前に実施する
- 適切な方法で広く国民の意見を求め、
得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか
- 事務の実態に基づき、評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか

7

3. 審査の観点

◆妥当性

- 担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。
- 事務の内容の記載は具体的か
- 事務における特定個人情報の流れを記載しているか
- 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか
- 特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か
- リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか
- 「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」（評価書の表紙）は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか

8

用語説明

- ◆個人番号（マイナンバー）
…国内に住民票を持つ全住民に通知される12桁の番号
- ◆特定個人情報
…マイナンバーを含む個人情報
- ◆特定個人情報ファイル
…マイナンバーを含む個人情報ファイル（個人情報のデータベース）